災害時の協力体制に関する協定書

　和光市（以下「甲」という。）と株式会社ベルク（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震・風水害その他の災害時における協力体制について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条 甲は、和光市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資提供等の協力の必要があると認めるときは、乙に対し要請をすることができるものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の方法によることができるものとする。

３　前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第２条　乙は、甲から前条第１項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力するものとする。

（協力の範囲、報告）

第３条　甲が、乙に協力を要請する範囲は、次に掲げるものとする。なお、協力の可否・日時・数量等は、乙において決定されるものであることを甲は了承するものとする。

(1) 乙が保有する食料品及び生活必需品等の物資を提供すること

(2) その他甲が指定する物資を提供すること

(3)　 乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時滞在場所として甲に提供すること

(4)　 避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供

　　　すること。また、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること

(5)　 乙の施設の駐車場の一部を、バス避難者のための停留所として一時利用すること

(6) 　前各号に定めるもののほか、甲が必要と認める事項

２　この協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量、空車状況等について、甲の求めに応じて報告するものとする。

（物資の引渡し）

第４条　物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先が行うものとする。

ただし、乙又はその業務委託先が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

２　甲は前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとする。

（車両の通行）

第５条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（避難者への指導）

第６条　甲は、乙の駐車場に避難してきた車中泊者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行うものとする。また、甲は、指導に従わない車中泊者に対して乙の駐車場からの退去を求めるものとする。

（１）危険物を持ち込まないこと

（２）火気を使用しないこと

（３）施設を故意に毀損させる行為を行わないこと

（４）その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと

２　乙は、前項の指導を、甲による指導として、甲に代わり行うことができるものとする。

（避難者に対する対応）

第７条　乙の駐車場に避難してきた車中泊者における傷病者等の対応は、甲の責任において、甲が行うものとする。

（避難者に対する責任）

第８条　乙は、甲からの要請に基づき、乙の駐車場を甲に対し開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲による協力要請前の災害によらない駐車場の損壊等、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（損傷等の費用負担）

第９条　第３条の措置に伴い、乙の施設に損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときはこの限りでない。

（経費の負担）

第１０条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

２　物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格とする。

３　第３条第１項第３号から第５号の協力については無償とする。

４　第４条第１項の物資の運搬について、乙は、引渡場所までの運搬に要した費用を、甲に請求することができるものとする。

５　甲は、必要に応じ、第４条第１項の引渡場所以遠の物資の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、乙がそのために要する費用は甲の負担とする。

（生活物資の安定供給）

第１１条　乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　物資の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協議）

第１３条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第１５条　この協定を解約する場合は、解約日の１カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

　　令和４年１０月６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県和光市広沢１番５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　和光市

和光市長　　　　　柴﨑　光子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県鶴ヶ島市脚折１６４６番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　株式会社ベルク

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　　原島　一誠